

高血圧の基礎疾患があった営業係長（K）の長時間労働による死亡につき、会社と直属の上司であった取締役（Y）の責任が認められた事案

サンセイほか事件

- ・高血圧の基礎疾患があった営業係長Kの時間外労働時間は、
発症前1か月：85時間
発症前2か月：111時間
発症前3か月：88時間
発症前4か月：50時間
- ・Kの直属の上司であったYは、1か月の残業時間が80時間を超えると過労死の恐れがあると認識していたため、残業時間集計表で2か月連続で80時間を超えた従業員には、
 - ・翌月の残業を減らすように注意し
 - ・他の従業員に変わってもらうようKに声をかけ
 - ・Kの業務を自ら手伝うことも週に1、2回程度あった。
 - ・Kに対して産業医面談を行い健康管理の指導を行っていた。
- ・Kは平成23年8月に自宅で脳出血で倒れ、救急搬送されたが翌日死亡し、遺族である妻が訴えた。

争点（安全配慮義務について）

Yは、Kの過労死の恐れを認識しながら、一般的な対応に終始し、Kの業務を適切に調整するために実効性のある措置を講じていなかった以上、過失があり、その程度は重大なものであったと言わざるを得ない。

→安全配慮義務違反

→損害賠償責任

この判例のポイント

長時間労働に対して一般的な注意喚起では不足であり、確実に労働時間を削減し得る具体的措置を講じることが求められた事案。

被告会社側は産業医による面談を実施していたと主張するが、それだけでは業務軽減のための有効な措置とはいえない。